市民が主役 市民との協働による 地域づくり支援事業

生かした、地域づくりのアイ が地域全体の視点に立ち、事 的な課題に対して、市民自ら 推進するために、地域の社会 を目的としています。 ある地域社会を創造すること 市民相互の支え合いと活力の 業内容の検討、決定を行い との協働によるまちづくりを さんの自治意識を高め、市民 皆さんの豊富なノウハウを この補助制度は、市民の皆



デアをご提案ください。

布沢みんなの広場駐車場整備事業(令和5年度) (農業体験や棚田の芸術祭等の実施において、市内、県内および 首都圏からの交流体験受け入れのため駐車場を整備)

予算枠 [3.000万円]

①地域の社会的な課題に、地 対象となる事業 域住民や地域の自治組織が 決に取り組む事業 主体的に参加して、 その解

②市民生活の安全、安心の向 域が自ら管理を行っている 上や地域活性化のため、 施設等の整備を行う事業 地

※4月1日以降に着手し、 和7年3月31日までに完 了・実績報告を行ってくだ 令

補助対象となる団体

行政区等の自治組織やその

市民主体の特定非営利活動 市民主体の地域づくり団体 連合体

適当であると認める団体 市長が特に補助金の交付が

超えた市内全域を対象と

等 ル等により対応ください)

※具体例は左表をご覧くだ さい。

補助金の決定方法

ます。 助率と補助金の額を決定し 自ら事業の選定を行い、 を設置し、 地域ごとに事業選定組織 地域の皆さんが 補

応募方法

計画書」を提出してください。 による地域づくり支援事業 センター)に「市民との協働 振興課(二本松地域は各住民 様式等は市ウェブサイト 事業実施箇所の支所地域 をご覧ください。

補助対象とならない事業等

営利を目的とする事業

地域の振興・発展の枠を 事業の効果が特定の個人 る事業、経費 または団体のみに帰属す

事業外への流用が容易で ある備品等の整備(レンタ するイベント事業

集会施設の経年劣化によ る修繕(屋根塗装や畳替え

応募期限



◎問い合わせ: **☎**(55)5090 秘書政策課総合政策係 各支所地域振興課地域振興係 Fax (22) 7 0 2 3

事業の公表

的に記事を掲載するよう努め 事業の内容・結果等について 社等に取材依頼を行い、 めなければなりません。新聞 できる限り公表するように努 交付決定を受けた団体は 積極

その他 さい。 は、その補助を優先してくだ の補助制度に該当する場合に てください。 防犯カメラ設置費補助等他

5月31日(金)



鈴木 朝裕 副団長 (下長折)



すげの よしあき 菅野 善昭 団長 (南町)

消防団正副団長の紹介

団長が任命されました。 交付式が行われ、 4月1日付けで消防団辞令 新しい正副



【令和6年度 市民との協働による地域づくり支援事業 補助対象事業例】

※表は例示で、補助対象の可否は、選定委員会で決定されます。

No.	事業種目	補助対象経費の例	補助対象とならない経費の例
1	講習会·教室	教室等の講師料・ポスター代・施設使用料	・飲食経費・テルリリリックの購入・草理では、 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・
2	体育振興・ス ポーツ事業	音響機器借上料・大会に必要な備品購入・テント購入・講師謝礼・施 設使用料	
3	伝統行事・イ ベント事業	音響機器借上料・テント購入・イルミネーション設置・楽器購入・施設使用料・出演者謝礼・ポスター制作代	
4	花·木 植栽 事業	花苗代・球根代・消毒代・燃料費・プランター代・トラック借上料	
5	美化作業	草刈り機混合油・機材等借上料	
6	観光事業	看板設置 · 観光地紹介パンフの作製 · 観光人材育成 · ポスター代 · ホームページ制作費	
7	文化継承事業	印刷物作成·研修会会場費·講演会謝礼	
8	防災・減災事 業	炊き出し訓練備品購入・自主防災組織等の防災テントや発電機等の購入・研修講師謝礼・会場使用料・防災マップ作製	
9	防犯事業	看板設置・研修費・防犯協会ジャンパー等作製・LED防犯灯設置	
10	交通·安全事 業	カーブミラー設置・危険防止看板設置・道しるべ標識の設置・のぼり 旗作製	
11	私道·赤道· 側溝整備	受益者が複数存在する(市管理が及ばない)赤道等の舗装・U字溝敷設	
12	集会所等備品 整備	エアコン購入・カーテン購入・掲示板設置・座椅子購入・ブルーヒー ター購入・空気清浄機購入・非接触体温計購入	
13	集会所整備	【機能向上が伴う整備】 トイレ洋式化・照明 L E D化・畳のフローリング化	
14	遺跡·史跡整 備	案内看板設置・防護柵設置・進入路および駐車場整備	
15	観光地整備	ベンチ設置・案内看板設置・防護柵設置・芝生敷設・駐車場整備・外 灯整備・道しるべ標識の設置・歓迎のぼり旗作製・植栽のための種苗 購入・燃料費・軽トラ賃料・芝生刈り委託費・案内看板更新	
16	地元管理公園 整備	ベンチ設置・花壇造成・遊具の設置や塗装・フェンス修理・芝生敷設・藤棚の解体および新設・U字溝蓋掛け・植栽費・プランターおよび種苗購入・燃料費・軽トラ賃料・草木刈り払い委託費・芝生刈り委託費	

補助金額 最大100万円

補助金の算出方法 事業費×補助率

補助率 原則として最大80%とし、選定委員会において公共性や優先度等を検討の上、事業毎に決定します。 ※ただし、「特に地域振興に資する事業」と選定委員会が認める次の事業についてはこの限りではありません。

- · 公益性が特に高い事業であること
- ・地域や地区のシンボル的な地域資源を活用した事業であること
- ※集会所施設等の機能向上が伴う整備および備品整備の補助率は、最大50%とします。 (補助率の例外なし)
- ※全体の申請額が多い場合は補助率が下がることがあります。



